## 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

			1エ1ル1	がが旧直守に休る以来の事及計画自				
1	政策評価( の名称	の対	象とした政策	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(漁業権等)				
2	対象税目	1	政策評価の	国税:法人税(義)				
			対象税目	地方税:法人住民税、法人事業税(義(自動連動))				
		2	上記以外の	(所得税:外)(国税)				
			税目	(住民税:外(自動連動))(地方税)				
3	内容			《制度の概要》				
				収用等により取得した補償金が当該譲渡した資産の帳簿価額等の				
				│ │合計額を超える場合、その超える部分の金額と 5,000 万円とのいずれ				
				   か低い金額を所得の金額の計算上、損金の額に算入することができ				
				る。				
				⑤。  《関係条項》				
				*********				
4	担当部局			水産庁資源管理部管理調整課				
5	評価実施	诗期	及び分析対	評価実施時期:令和7年4月~8月				
	象期間			分析対象期間∶令和2年度~令和6年度				
6	創設年度	及び	改正経緯	昭和 38 年 創設				
				昭和 41 年 「漁業法等の規定による行政処分等に伴い資産が買収さ				
				れ又は消滅して補償金を取得する場合」を特例の対象に				
				追加				
7	適用期間			恒久措置 				
8	必要性	1		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》				
	等		びその根拠	収用等に伴う漁業権等の変更等を円滑に行うことにより、水産業の				
				健全な発展を図る。				
				《政策目的の根拠》				
				水産基本法(平成 13 年法律第 89 号)第3条第1項 (水産業の健全な発展)				
				(小産業の健主な光展)   第3条 水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を				
				有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつ				
				つ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産並				
				びに水産物の加工及び流通が行われるよう、効率的かつ安定的				
				な漁業経営が育成され、漁業、水産加工業及び水産流通業の連				
				携が確保され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備されること				
				により、その健全な発展が図られなければならない。				
		2	政策体系に	《大目標》				
			おける政策	食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農林漁業者の福祉の				
			目的の位置	増進、農山漁村及び中山間地域等の振興、農業の多面にわたる機能				
			付け	の発揮、森林の保続培養及び森林生産力の増進並びに水産資源の				
			לז נין					
			ונין (	適切な保存及び管理を図る。				
			ט נין	適切な保存及び管理を図る。 《中目標》				

				// TL 55 () 107 \\							
				《政策分野》							
		3	② 水産業の成長産業化の実現 ③ 租税特別措 収用等に伴う漁業権等の変更等を円滑に行うことによる。								
			置等により	全な発展							
			達成しようと	なお、本特例	措置は資産	産所有者の:	意思によら	ない収用等	テにより交		
			する目標	付を受けた金銭	(補償金)(	こよる特例	措置である	ことから、引	<b>鱼制的手段</b>		
				である収用の性	格上、達成	すべき水準	準を定量的	に示すこと	は困難であ		
				│ る。 │ 収用等に伴い支出された補償金は、その交付を受けた時におい							
		(4)	政策目的に 対する租税								
			特別措置等	が円滑に行われ			ころの派入	1座 切 (Cグ) グ	0 W/II 47		
			の達成目標								
			実現による								
			寄与								
9	有効性 等	1	適用数						単位:件		
	ग				2 年度	3年度	4 年度	5年度	6年度		
				   適用数	0	0	0	0	0		
				※ 水産庁調	-	0		0	U		
				太 水连门祸	•						
								る法律に基	づき把握さ		
				れる情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数を							
				本措置分のみの							
				とができないことから、都道府県に対して補償実績について調査を行い、その結果を用いている。 【算定根拠】 水産庁調べ 単位:百万円							
			\ <del></del>								
		2	適用額								
					2 年度	3 年度	4 年度	5年度	6年度		
					2 <del>- //</del> 2	0 <del>- //</del> /	- T-/X	0 + /X	<u> </u>		
						_		_	_		
				法人住民税		_		_	_		
				法人税関係計		_		_	_		
				※ 水産庁調							
				太 水连门祸	•						
				   租税特別措置	『の適用状	況の透明化	と等に関す	る法律に基	づき把握さ		
				れる情報は、本							
				本措置分のみの	)適用数を	油出するこ	とができず	、当該情報	を用いるこ		
とができないことから、都道府県に対して補						って補償実	償実績について調査を行				
い、その結果を用いている。							辛田 にしょ	<b>/</b> >			
				本租税特別措置の対象者は、資産所有者の意思によらない収用等 に伴い補償金を取得した漁業権者等であり、特定の者に偏るものでは							
				に伴い姑煙やま		** 佐老学	でおし 性	テの老に后			
						食業権者等 <sup>·</sup>	であり、特だ	定の者に偏			
				に伴い補償金を ない。 【算定根拠】		魚業権者等 <sup>·</sup>	であり、特だ	定の者に偏			
				ない。		業権者等	であり、特:	定の者に偏			

		3	減収額						
	i   				T	T	T	1	立:百万円
					2 年度	3年度	4 年度	5 年度	6年度
				法人税	_	_	_	_	_
				法人事業税	_	_	_	_	_
				法人住民税	_	_	_	_	_
				法人税関係計	_	_	_	_	_
	 			※ 水産庁調	ベ				
				│ │ 租税特別措置	置の適用状	況の透明化	と等に関す	る法律に基	づき押握さ
				れる情報は、本					
				本措置分のみの					
				とができないこと	とから、都道	植府県に対し	して補償実	績について	調査を行
				い、その結果を	用いている	0			
				【算定根拠】					
			効果	水産庁調べ 《政策目的(8①	) の海は4	· : 🗆 15 7 (* <del>1</del> 1	b 변 및 변용	生に トロ海	はしトント
		(4)	<b>刈未</b>	【			允付办行	.守により廷	放しようと
				(分析対象期			6年度)		
				収用等が行わ	れ譲渡所行	得を取得し	た場合は、	本措置の通	歯用を受け
				ることにより、水	産業の健全	全な発展が	図られるこ	とになる。	
【使用したデータ(文献等の概要又)						の概要又は	所在に関す	る情報を含	含む)】
				————— 《租税特別措置	等により達	成しようとす	 する目標(8	(3)に対す	 る租税特別
				措置等の直接的					
				(分析対象期	間:令和2年	F度 <b>~</b> 令和	6年度)		
				収用等に伴う					きに本措置
				により収用等を	円滑に進め	うることがで	きると考え	られる。	
				【使用したデータ	タ(文献等 <i>0</i>	の概要又は	所在に関す	る情報を含	含む)】
				《適用数(9①)な	が僅少等で	ある場合の	原因•有郊	か性の説明)	<b>»</b>
				本措置に係る					
				合に取られる手				得ないもの	であり、分
				析期間内に適用				- L > +>1 \ 1lt	7 田 ナ 田 温
				適用数は僅少 に推進するため				- よりない判	(州で门河
		(5)	税収減を是	(分析対象期					
			認する理由	強制的な収月				産業の発展	の妨げとな
			等	らないようにする			っても当該語	譲渡所得に	ついて課税
				の特例措置をと	:る必要があ	<b>ある</b> 。			
10	相当性	1	租税特別措	本特例措置は	は、資産所な	有者の意思	によらない	収用により	交付を受
			置等による	けた金銭(補償	金)に係る	持例措置で	あることか	ら、資産所	有者の意思
			べき妥当性  等	によらない収用					算措置より
			<del>ग</del>	も迅速に機能す	る本特例技	昔置を講ず	ることが相	当である。	

		2	他の支援措	特段なし
			置や義務付	
			け等との役	
			割分担	
		3	地方公共団	特段なし
			体が協力す	
			る相当性	
11	11 有識者の見解			
12	12 評価結果の反映の方向性			本特例措置は、代替資産の取得が資産の減少につながり、水産業
				の発展の妨げとならないようにするためのものであり、また、資産所有
				者の意思によらない本措置に係る収用等を円滑に推進するために必
				要不可欠であるため、引き続き、存続継続すべき制度である。
13	3 前回の事前評価又は事後			令和2年8月(農水 13)
	評価の実施時期			